

# 投資促進等ワーキング・グループ関連

| 提案事項名                      | 該当頁     |
|----------------------------|---------|
| 1 - 株式会社設立時の資本金振込証明について    | …………… 1 |
| 2 - 国際送金に関わる本人確認手段の電子化について | …………… 1 |
| 3 - 食品販売における施設基準の規制について    | …………… 2 |

| 番号 | 受付日          | 所管省庁への検討要請日  | 提案事項                   | 提案の具体的内容等  | 提案主体     | 所管官庁       |
|----|--------------|--------------|------------------------|--|----------|------------|
| 1  | 28年<br>2月22日 | 28年<br>3月15日 | 株式会社設立時の資本金振込証明について    | <p>株式会社を設立する場合、発起人(最初の株主)は出資金(資本金)を法人設立前に日本の銀行口座に払い込まなければならない。また、株式会社設立の登記申請の際は、銀行発行の資本金払込証明書または預金通帳の写しを添付書類として提出する必要がある。</p> <p>しかしながら、日本の銀行は、通常、非居住者や日本に拠点を有さない外国法人の口座開設を認めておらず、「資本金払込証明書または預金通帳の写し」の提出が必須となっていることが非居住者/外国法人による法人設立手続にとって不合理な現状となっている。</p> <p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状では、日本に銀行口座がない外国企業の多くは、日本の知り合い等の個人口座に一旦小額の資本金を振り込んで設立手続きを行い、その後、親会社の出資で増資する等の対応策を取っている。</li> <li>日本国内の協力者がいない場合には、資本金を事前に振り込む先が無いため、日本の銀行へ資本金払込口座(通称別段口座)の開設を依頼せざるを得ないが、開設の可否は各銀行、担当窓口によって対応が異なる上、最近は開設自体が厳しくなっており、開設が可能となるケースは非常に稀で、可能な場合も多大な手間と時間がかかると聞いている。</li> <li>また、昨年、株式会社設立に係る代表者の日本居住要件が撤廃されたが、上述の資本金払込証明制度により、その効果が限定的となっている実態もある。</li> <li>会社法の改正により、資本金1円から法人設立が可能になったため、「1円」を払い込んだという証明書を法人設立手続き時に提出させることの意義は薄くなっている。</li> <li>諸外国(米国、英国、香港、シンガポール)においては、登記前の資本金払込義務はないとの調査結果がある。香港は、設立後2ヵ月以内に振り込めばよく、シンガポールと米国は資本金不要、法人設立前の銀行口座開設義務もない。</li> </ul> <p>【対応策案】</p> <p>日本では合同会社設立の場合、登記申請時における銀行口座への払込は必須ではない。出資した社員宛に、代表社員がその名義で発行した「出資金の領収書」を以て、銀行の証明書等に代えることができる例を考えると、以下の対応策が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資本金の払込を法人設立前であることを義務とせず、法人設立後の一定期間内(例:3ヶ月等)に行うことを可とする。</li> <li>海外の銀行口座の残高証明書などを以て資本金払込の証明書として取り扱う。</li> </ul> | 日本貿易振興機構 | 法務省        |
| 2  | 28年<br>2月22日 | 28年<br>3月15日 | 国際送金に関わる本人確認手段の電子化について | <p>海外では完全電子化が認められている国もある本人確認手続きが、日本では、電子化されていない現状がある。</p> <p>日本では国際送金を行うプロセスの一環である本人確認手続として、1)本人確認書類コピーの金融機関による取得、その後、2)本人確認郵便を本人確認書類記載の住所への金融機関からの送付・受領確認、の二つのステップがある。</p> <p>1)のステップは2つの法律の規定で電子化も認められているが、3つ目の法律が電子化を認めるか否かが明確にしていない現状がある。</p> <p>2)のステップは、現状は電子化が認められていない。</p> <p>【詳細】</p> <p>1)本人確認書類コピーの取得については、本人確認について規定している3つの法律(犯罪収益移転防止法(犯収法)、外国為替法(外為法)、国際送金等調書法(国調法)のうち、前2者については、郵送のみならず電子的手法による送付が認められているが、国調法においては、電子的方法が認められるのが明らかにされていない。国調法においても、犯収法、外為法と同様に電子的手法が可能であることを明確にして頂きたい。</p> <p>2)本人確認郵便の本人確認書類記載住所への送付については、犯収法、外為法により、事前登録型(非対面)での本人確認を行う場合、書留郵便もしくはそれに準ずるもの(その取扱いにおいて引受け及び配達を記録する郵便又はこれらに準ずるもの)により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの)として送付することが必要とされている。本実存確認のプロセスも電子的に行うことを可能にして頂きたい。</p> <p>なお、他国の例としては、電子化の手法として以下のような本人確認手法がある。</p> <p>(1)銀行等のデータベースへの存在確認(名前、住所、誕生日によるマッチング)</p> <p>(2)携帯で撮影された写真と本人確認書類の映像を電子取得し、書類の真偽確認と、顔写真と書類上の写真との生体認証</p> <p>(3)顧客からの送金原資(カード会社による認証、銀行送金元口座情報等)からの確認。</p>  | 日本貿易振興機構 | 財務省<br>警察省 |

| 番号 | 受付日         | 所管省庁<br>への検討<br>要請日 | 提案事項                    | 提案の具体的内容等   | 提案<br>主体      | 所管<br>官庁 |
|----|-------------|---------------------|-------------------------|---|---------------|----------|
| 3  | 28年<br>3月6日 | 28年<br>3月15日        | 食品販売における施設<br>基準の規制について | <p>現状東京都では乳製品(ヨーグルト)を販売するにあたり「乳類販売業における営業許可」が必要です。営業許可を取得するべく申請を行うにあたり確認しましたところ、施設基準が満たされていないとの事から、申請すらできない状況になっております。下記の状況による施設基準の規制緩和を提案いたします。</p> <p>包装食品のみを販売する営業施設の共通基準<br/>1.営業施設の構造<br/>「洗浄設備」従事者専用の流水受槽式手洗い設備と手指の消毒装置</p> <p>において、同フロア10m以内に手洗い設備や消毒装置があるにもかかわらず&lt;従事者専用&gt;ではないため施設基準を満たしていない判断になりました。</p> <p>同建物内の上階には従事者専用の手洗い場もあります。製造ではなく包装食品のみの取り扱いである事また、健康に寄与できる新しい製品の販売を業種を超えて促進できる体制整備からもこのような&lt;従事者専用&gt;の文言にとらわれず取り扱いができるよう規制緩和を提案したいと思います。</p> | (株)<br>竹内調剤薬局 | 厚生労働省    |